

# 単孔式内視鏡手術研究会会則

## 第1条 名称および事務局

- 1) 本会を「単孔式内視鏡手術研究会」と称する。
- 2) 本会は事務局を札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学 消化器・総合、乳腺・内分泌外科学講座 教室内に置く。

## 第2条 目的

本会は単孔式内視鏡手術の適応、手技および機器、器具等に関する検討を行い、手術手技と治療成績の向上を図るとともに国民の福祉に貢献することを目的とする。

## 第3条 事業

- 1) 1年に1回以上の研究会を開催する。
- 2) 研究会の構成は一般演題や特別演題などとする。

## 第4条 会員および賛助会員

- 1) 本会の会員は、本会の目的に賛同する大学の教室、研究施設および診療施設（科）とする。
- 2) 会員のほかに本会の事業を援助する個人および団体（企業）を賛助会員とする。

## 第5条 役員

- 1) 本会には次の役員をおく。
  - 代表世話人 2名
  - 運営委員 若干名
  - 世話人 人数に制限を設けない
  - 監事 2名

## 第6条 顧問、特別代表世話人

- 1) 本会に顧問および特別代表世話人を置く。
- 2) 特別代表世話人は代表世話人をつとめた人を推挙する。

## 第7条 総会、世話人会、運営委員会、研究会

- 1) 総会は、世話人会をもって充てる。
- 2) 原則として、研究会開催前に世話人会を行う。世話人会は本会を運営し、会務に関する事項を議決する。
- 3) 運営委員、顧問、特別代表世話人、代表世話人よりなる運営委員会を開催し、世話人会での議事素案を作成する。
- 4) 研究会は、世話人会で指名された当番世話人によって開催され、開催構成について

は世話人会での合議で決定する。

#### 第8条 会費及び会計

1) 本会の会員、賛助会員は所定の年会費を前納入しなければならない。年会費は次の如く定める。

会員（施設） 10,000 円

賛助会員 一口（100,000 円）以上

- 2) 本会の運営費は、会費、研究会参加費ならび寄付金をもってこれにあてる。
- 3) 本会の会計年度は（事業年度）は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 4) 年1回、監事が会計監査を行い、世話人会の承認を得る。

#### 第9条 附 則

- 1) 本会則は、少なくとも3年に1度見直しを行う。
- 2) 世話人会は委任状出席を認め、過半数の出席をもって成立する。
- 3) 本会則は世話人の過半数の議決により改正することができる。
- 4) 本会則は平成21年11月20日より施行する。

平成30年8月3日一部改正